平成30年度

鏡野町放課後児童クラブ 夏休み期間の入所について

夏休みの期間のみ入所を希望されている方は、各児童クラブの定員に余裕がある場合に入所が可能です。希望者が募集人員を超えた場合は、対象児童の基準に照らして決定します。

1. 入所対象児童

町内の小学校に在籍し、保護者が労働等により昼間家庭にいない1年生から3年生の児童、又は健全育成上指導を要すると町長が認めた児童。余裕があれば4年生以上の児童も受け入れます。

2. 放課後児童クラブ名、募集人員

放課後児童クラブ名	募集人員
香々美学区放課後児童クラブ	2名
大野学区放課後児童クラブ	11名
奥津学区放課後児童クラブ	2名
鶴喜学区放課後児童クラブ	10名
富学区放課後児童クラブ	10名

3. 入所申込及び決定

提出書類	①利用申請書（申請書は、保健福祉課・各放課後児童クラブ） ②就労証明書（両親とも必要です）
受付期間・場所	平成30年6月6日（水）から平成30年6月20日（水） 鏡野町役場保健福祉課 平日　8：30～17：15 各放課後児童クラブ 平日　14：00～18：30 土曜日　7：30～18：30
入所の決定	平成30年6月末日までに郵送で通知します。

お問い合せ先　鏡野町保健福祉課　子育て支援係
電話（0868）54-2986　FAX（0868）54-2891
但し、入所の決定について電話での問い合せはご遠慮ください。

鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金交付事業のお知らせ

●新卒者等ふるさと就職奨励金交付事業とは

中学・高校・高専・大学等の新規学卒者、UJIターン者の就職に伴う、若者の定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。町内・通勤可能な町外で就職（※）し、就職後6か月勤務を継続し、引き続き鏡野町に定住する者に対して、10万円の奨励金を交付する制度です。

（※）就職とは以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

①法人・個人事業所に就職すること
②農林水産業に従事すること
③自営業を開始、または家業を継承するために従事すること

●交付対象者

1. 新規学卒等就職者（30歳未満）
卒業または退学から1年以内に鏡野町に住所を有し、就職した者
2. UJIターン就職者（40歳未満）
鏡野町に転入した日、または就職した日のどちらか早い日から1年以内の者

★1、2の対象者で、下記のすべての条件を満たす者（詳細条件有）

①永住、または3年以上居住する意思を持ち住民登録をして、なおかつ生活の本拠を町内に置く者
②公務員または独立行政法人の職員・役員でない者
③町税等の滞納がない者で、過去に奨励金の交付を受けていない者

●上記の要件以外にも別途詳細条件がありますので、必ず鏡野町ホームページ（トップ→行政情報→各課の仕事→まちづくり課）をご確認ください。

●申請方法

就職した日から6か月を経過した日より後に、下記の申請書類等を提出してください。

①交付申請書
②定住誓約書
③就業証明書
④学校を卒業又は退学したことを証明する書類
⑤保険証、又は一般雇用保険証の写し
⑥その他

お問い合せ先・申請書類の請求　鏡野町まちづくり課　直通電話（0868）54-2982